

課外活動の方針

学校コード：8307

学校名：

高山村立高山中学校

目標

中学生期は心身共に成長が著しい時期である。この時期に生徒の意欲や興味・関心に基づいて部活動を設置し、活動させることは学校生活に活気・潤い・変化を持たせ、諸活動を一層充実・発展させるためにも、また、生徒の個性・能力の開発・伸長を図る上でも大切なことである。そして、部活動は、本校が目指す主体的に課題(問題)を解決することによって意識や実践力が高まる「自ら学び高めゆく」ための具体的実践の場としても位置づけられる。そのため、本校においては直接的・間接的に全校生徒・職員が一丸となって部活動に何らかの関わりを持って運営されるものとし、本校教育活動の一環として、相当の計画に基づいて行うものとする。

- 1 興味・関心を同じくする友と運動や芸術を追究・錬磨し、自己を磨き、高める場とする。
- 2 各人の持つ能力や長所を発揮して体力や技術を取得し、感性・情緒を高め、生活を豊かにする場とする。
- 3 指導者の適切な指導を受け、練習や研究・製作を工夫し、協力し合って進めることを通して、自主性や創造性を高める場とする。
- 4 楽しい中にも規律ある集団生活を通して、個人と集団との好ましいあり方を学び、より望ましい人間関係を築こうとする態度を養う場とする。
- 5 競技会、発表会、コンクール等の対外試合・諸経験を通して、学校を代表して活動できる資質を養う場とする。

本校の運営方針

1 部活動と活動時間

(1) 原則、朝部活は行わない(自主練習も同様)。

- ・ただし、中体連・中吹連が主催する大会(学校教育活動として認める大会・練習会等も含む)の1ヶ月前からの朝部活は認める。
- ・美術部と野外練習となるサッカーについては、冬期に期間を限定して朝部活を認める。
(以上、学校長の許可を得ること)

(2) 平日の練習時間は、2時間程度までとする。

- ・部活動下校時刻は、現行通りとする。
ただし、大会1ヶ月前の延長部活は認める。(学校長の許可を得ること)
- *朝部活と一般下校後から部活下校まで行う活動は「部活動」である。

(3) 土日の練習時間は、土日のどちらか半日とする。

- ・中体連・中吹連の大会の1ヶ月前から土日両日部活動を行うことができる。
ただし、その場合には、その次の週に通常定められている部活動を行わない日(原則水曜日)とは別に1日休養日を設ける。
- ・中体連・中吹連主催の練習試合や講習会がある場合は、土日どちらか1日の部活動を行うことができる。

(4) 連休や長期休業中の部活動は、原則として日数は休業日の半分以上、時間は3時間以内とする。

2 スポーツ少年団活動

(1) 今後の少子化に伴う部活動の減少を見据えて、中学校の部活動は任意に高山村体育協会のスポーツ少年団に所属することができる(学校長への報告義務)。

- ・所属する場合は4原則(規則の制定、学校職員以外の者が責任者、保険加入、任意加入)を遵守する。

- (2) 平日にいったん帰宅するか、学校での自主学習の後活動を行う場合は、スポーツ少年団活動とする。その場合も1の(2)の時間を厳守する。
- ・任意加入であるので、強制的な参加にならないように配慮する。
- (3) 土日に行われる中体連・中吹連関係(学校が認める教育活動も含む)以外の大会・講習会参加はスポーツ少年団として参加する。
- ・ただし、部活動とスポーツ少年団の活動が土日両日にならないよう配慮する。どうしても両日になった場合は、決まりに従い次週に休養日を設定する。
- (4) スポーツ少年団の指導者は、各団の責任者が依頼し、学校長の許可を得る。

指導体制の工夫

学校職員は2人体制をとる(副顧問を二つの部に兼ねる職員もいる。地域や学校外の活動についての担当も配置する。)

学校職員以外の指導者(外部からの派遣コーチ)の受け入れについて

- (1) 指導者としての資質・姿勢等次の4つの条件を満たすこと

- ① 自薦、個人、各種団体の紹介、推薦を問わず、村教委を窓口として学校へ紹介があった人であること。
- ② 本校の部活動運営計画を理解し、同一歩調で進められる人であること。
- ③ 学校長が適切であると認め、部活動係および部活顧問が同意した人であること。
- ④ 本校に組織されている部活動に限って該当する人であること。

- (2) 実施上の留意点

- ① 指導の主体はあくまでも部活顧問にあり、主に技術指導面での不十分さを援助補足してもらう立場にあること。したがって、学校や顧問に断りなく勝手に練習等を計画・実施したり、大会への参加・申し込みや引率を行ったりしない。
- ② 部活顧問と同じように、毎年4月～3月までの1年間を原則とし、正式に決定した場合は、学校長より全職員・該当部員に紹介してもらう。
- ③ 指導の時間としては、顧問の要請により、学校の計画内でやっていただく。
- ④ 学校からの謝礼等は特別な場合を除いてない。また、活動時間内での事故・災害等に対する補償もない。(ボランティア活動と考える)
- ⑤ 中体連主催の大会に同行し、ベンチに入る場合は学校長の許可を得る。(申請が必要)
- ⑥ サッカー部については部活動指導員を配置していただく。
- ⑦ スポーツ活動運営委員会を村の体育協会、顧問、学校代表、各部の保護者代表の参加の下設定し地域への理解を図っている。

その他

- ・スポーツ活動運営委員会を村の体育協会、顧問、学校代表、各部の保護者代表の参加の下設定し保護者、地域への理解を図るとともに、休日の部活動の段階的な地域移行に向けての検討も行っていく。
- ・部活動参観および部活動懇談会の年度当初での設定。